

# あなたは、学校などでこんなことを言われたり、 されたりしたことがありますか。

あてはまることがあれば、□の中に印(☑)を付けてみましょう。

- 「ちび」「でぶ」「ぶす」「だいこん足」など、顔や身体のことについて言われた。
- 「○○さんが好きなんだ。」とうわさをたてられた。
- 友だちや先生から身体をさわられたり抱きつかれたりしてとてもいやだった。
- 体育の時間、着がえをしているところをのぞかれた。
- 男の子から、「女なのにスカートをはいていないのはおかしい。」と言われた。

## いやなことをされたり、言われたりしたときには



でも、言えない人もいるよ。  
言えないときもあるよ。そんなときは

ひとりで悩むより、親や友だち、信頼できる先生に相談しましょう。

それぞれの学校には相談窓口があり、担当の先生がいます。

親や先生に話しにくい場合は、

ほかにもいろいろ悩みや相談にのってくれるところがあります。

# 保護者の皆様へ

このリーフレットは、子どもたちの人権と個人としての尊厳を守る立場から作成したものです。各学校では、保護者の皆様といっしょになって「安心してたのしく学ぶことのできる環境づくり」をめざしています。

このリーフレットをもとに、ご家庭でもスクール・セクハラについてお子さんと話す機会を設けてください。

## Q.あなたのお子さんが、性的な被害を受けたり、嫌な思いをさせられたとき、どうしたらよいのでしょうか。

### ① できるだけ早い対応が必要です。

子どもは、自分の性的な被害については、親にさえ話したがないものです。そのため、親に打ち明けた時は、子どもの心は大変追い詰められた状態にあることが多く、放置したり、適切な対応が遅れた場合には、心に深い傷を負ってしまうこともあります。

### ② 温かい態度で接することが必要です。

性的な被害にあった子どもの心は、深く傷ついています。子どもに対して、なぜ拒まなかったのかなど子どもに落ち度があったかのように問いつめることは、子どもの心をさらに深く傷つけてしまいます。傷ついた心をいやす姿勢で、ゆっくり時間をかけて子どもの話を聞くことが大切です。

### ③ 各学校や県教育委員会のスクール・セクハラ相談窓口にご相談ください。

各学校には、相談窓口がありますので、ご相談ください。学校の相談窓口が利用しにくい場合は、下記の相談窓口にご連絡ください。プライバシーは守られ、相談したことで不利益を受けることはありません。

## こんなところで相談できます。

1.あなたの学校のスクール・セクハラ相談窓口 ……▶

担当の先生

2.県教育委員会相談窓口一覧

人権・同和教育課	スクール・セクハラ相談窓口	電話 097-534-4366 FAX 097-506-1799 メール no-sekuhara@pref.oita.lg.jp
----------	---------------	--

### その他の相談窓口

教育改革・企画課	教育行政相談窓口	電話 097-506-5411
県教育センター	教育相談部	電話 097-569-0829 メール oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp
	特別支援教育部	電話 097-569-0232 メール oita-edu-c.tokusien@pref.oita.lg.jp

発行:大分県教育委員会

編集:人権・同和教育課

〒870-8503 大分市府内町3-10-1 TEL097-506-5554

